

平成31年分 税制改正（法人税）

ここ数年の税制改正に比べて、平成31年度では法人税に係る大きな税制改正がなく、従来制度の改正、適用期限延長の項目が大半を占めています。今回は中小企業に影響を及ぼす項目を中心に紹介いたします。

1 中小企業の防災・減災投資促進税制の創設

中小企業者が「事業継続強化計画（仮称）」の認定を所轄の経済産業省から受け、同計画に係る一定の設備を取得した場合に取得価額の20%の特別償却ができる制度が創設されました。

災害時での事業継続、被災の減少のための下記設備が対象となる模様です。

項目	取得価額（最低投資額）	対象設備
機械装置	1台（基）100万円以上	自家発電機、排水ポンプ、制振・免振装置等
器具備品	1台（基）30万円以上	データバックアップシステム、衛星電話等
建物付属設備	1つの設備が60万円以上	貯水タンク、防火シャッター、排煙設備等

※対象設備が異なりますが、中小企業経営力強化税制と同等の手続きになると考えられます。

2 中小企業の法人税率の特例と中小企業投資促進税制等の延長

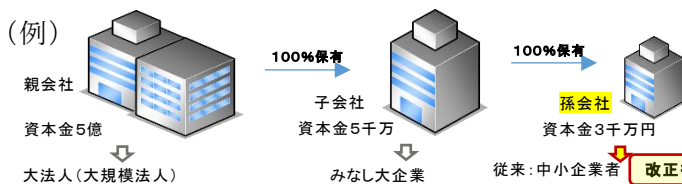
従来からある中小企業向けの優遇措置として①法人税率の特例（15%）、②特定経営力向上設備の即時償却、③特定機械等の30%償却（又は7%の税額控除）等につき、適用できる期間が2年延長されました。

項目	概要	延長期間
法人税率の特例	本来19%の税率を15%に軽減（所得年800万円まで）	2年 （2021年 3月まで）
中小企業経営強化税制	経営力向上計画の認定を受け、計画に記載した新品の設備を取得・事業の用に供した際に、即時償却または10%（7%）の税額控除	
中小企業投資促進税制	特定設備（取得価額：機械装置160万円以上、ソフトウェア70万円以上等）を取得した際に、30%の特別償却または7%の税額控除	

一方で、公益法人等及び協同組合等の貸倒引当金の繰入限度額について、法定繰入率による繰入額の割増特例（10%）については2019年（平成31年）3月末で廃止となります。以後2023年3月末まで段階的に割増率を縮小していく経過措置が取られています。

3 みなし大企業（租税措置法上の中小企業者から除外される企業）

法人税関連の中小企業向けの租税特別措置（優遇措置：主に上記1.2に記載の項目）の対象となる企業の適正化のため、租税特別措置法の「中小企業者」の範囲が変更されました。簡略化して解説すると、従来は単一の大規模法人に株式の1/2以上（複数の大規模法人の場合は2/3以上）所有される場合のみが対象外（みなし大企業）でしたが、改正後は大法人の100%子会社等に間接的に株式を保有される会社も適用対象外となります。従来、大法人の孫会社として租税特別措置法上の優遇措置を適用できていた企業では今後の適用ができなくなります（※適用時期：未定）



※グループ会社に属している会社にあつては、中小企業者の優遇措置を適用する際には、上位グループ会社の会社規模等の確認を行うことが必要となります。

@ 3月の予定

- 3/11 ・ 2月分源泉所得税
・ 住民税の特別徴収税額納付期限
- 4/1 ・ 1月決算法人の確定申告
・ 4, 7, 10月決算の消費税及び地方消費税の中間申告,

《休業日》土曜・日曜・祝日

黒沼共同会計事務所 検索

